

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和2年2月19日(水)
午前9時56分～午前10時36分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 佐々木哲男 副委員長 大友康信
委員 熊谷克彦 委員 千葉栄幸
委員 菅原和子 委員 小野寺美穂
- 4 委員外議員 3名
議長 長南良彦 副議長 佐藤正博
議員 及川秀一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤幸也
次 長 加藤勤
主幹兼議事調査係長 川上真理子
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 令和2年第2回名取市議会定例会に係る会期及び日程
(案)について
- 確認事項
(1) 条例議案の事前説明会について
(2) 当初予算関連議案に対する総括質疑の通告期限について

付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 議案の取り扱いについて
 - ② 一般市政報告の取り扱いについて
- (2) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 当初予算関連議案に対する総括質疑について
- (3) 議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項について
 - ① 名取市議会委員会条例の一部を改正する条例について

午前9時56分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

令和2年第2回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 令和2年第2回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について説明いたします。

初めに、次第書の1ページ、1の（1）の①、今期定例会に提出のありました市長提出議案34カ件の内容について説明いたします。資料は1ページから3ページまでになりますので、あわせてごらん願います。

まず、一般会計のほか7特別会計及び2企業会計に係る当初予算が10カ件です。

次に、資料は1ページから2ページまでになります。条例議案は、改正条例案9カ件です。

次に、補正予算については、一般会計、国民健康保険特別会計、土地取得特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、被災市街地復興土地区画整理事業特別会計、下水道事業等会計に係る7カ件です。

次に、資料は2ページから3ページまでをごらん願います。

人事案件については、2カ件です。固定資産評価審査委員会委員の推薦について1カ件及び人権擁護委員候補者の推薦について1カ件です。

次に、その他議案については、6カ件です。内訳は、工事請負契約の変更

3カ件、市道路線認定関係2カ件及び指定管理者の指定1カ件となっております。

以上が市長提出議案34カ件の内訳です。

なお、今期定例会における議員提出議案はありません。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の1ページ ② 一般質問をごらん願います。

一般質問については、2月17日の正午で通告を締め切りました。今期定例会には10名の議員より、合わせて質問事項24事項、質問要旨60項目の通告がありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認しますので、通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、吉田 良議員、2番、菊地 忍議員、3番、千葉栄幸議員、4番、齋 浩美議員、5番、菅原和子議員、6番、小野寺美穂議員、7番、大久保主計議員、8番、荒川洋平議員、9番、菊地昌夫議員、10番、笹森 波議員。以上の発言順位となっております。

以上、説明しました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案して、今期定例会の会期につきましては、次第書1ページの③ 会期にお示ししたとおり、2月21日金曜日から3月23日月曜日までの32日間を要する案としております。

これらを踏まえまして④ 日程です。会期日程（案）について説明いたします。

資料4ページから5ページまでをごらん願います。

令和2年第2回名取市議会定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の2月21日です。初めに、開会の後、会期の決定を行います。

次に、議案第14号から議案第21号までの改正条例案8カ件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第22号の工事請負契約の変更に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第32号の名取市固定資産評価審査委員会委員の選任について及

び議案第33号の人権擁護委員候補者の推薦に対する質疑及び採決を行います。

次に、議案第34号及び議案第35号の市道路線認定関連議案2カ件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第36号の指定管理者の指定に対する質疑、討論、採決を行います。

以上で散会となりますが、その後、常任委員会を開催します。

2月22日土曜日から2月27日木曜日までは、休会とするものですが、2月27日木曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び予算関連事業箇所の現地調査を行います。

次に、資料は4ページから5ページまでになります。

2月28日金曜日、3月2日月曜日、及び3月3日火曜日は、一般質問を行います。

3月4日水曜日及び5日木曜日は休会とするものですが、議案審査のため常任委員会を開催いたします。3月4日水曜日は、午前に総務消防常任委員会を、午後に建設経済常任委員会を、3月5日木曜日は午前に民生教育常任委員会を開催するものです。

3月6日金曜日は、条例及び補正予算等の審議を行います。

初めに、議案第13号の改正条例案に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第14号から議案第21号までの常任委員会に付託した改正条例案に対する討論、採決を行います。

次に、議案第23号及び議案第24号の工事請負契約の変更2カ件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第25号から議案第31号までの補正予算案に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第34号及び議案第35号の常任委員会に付託した市道路線認定関連議案に対する討論、採決を行います。

3月9日月曜日は、令和2年度当初予算10カ件に対する総括質疑を行い、散会后、財務常任委員会を開催し、当局より一般会計に係る補足説明を受けます。

3月10日火曜日から3月22日日曜日までは休会とするものですが、その間、財務常任委員会を開催し、令和2年度当初予算の審査を行います。

まず、3月10日火曜日は、一般会計歳入の全部について審査を行います。

次に、3月12日木曜日は、一般会計歳出の第1款議会費から第4款衛生費までについて審査を行います。

次に、資料は6ページです。

3月16日月曜日は、同じく一般会計歳出の第5款労働費から第8款土木費までについて、3月17日火曜日は、同じく第9款消防費から第14款予備費までについて審査を行います。

3月18日水曜日は、特別会計及び企業会計について審査し、その後令和2年度各予算議案について討論、採決を行います。

今期定例会最終日となる3月23日月曜日は、議案第3号から議案第12号までの令和2年度当初予算10カ件に対する討論、採決を行います。

以上、全ての審議が終了し、2月定例会閉会となります。

令和2年第2回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）については以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、令和2年第2回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 会期日程ではありませんが、一般質問でお聞きします。大久保主計議員の一般質問に「スクールバスの安全運行について」とありますが、スクールバスについては一般市政報告が予定されています。一般市政報告で質疑が多く出されると思うのですが、どうなのでしょう。

○委員長（佐々木哲男） 相澤事務局長。

○事務局長（相澤幸也） 一般質問通告書を受付した際に、一般市政報告が予定されていることを大久保主計議員に直接申し上げましたが、一般市政報告があるとしても一般質問で取り上げたいとの意向でした。

○委員長（佐々木哲男） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 議会と執行部の関係として、一般市政報告があるのに一般質問で取り上げることは問題にはならないのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 相澤事務局長。

○事務局長（相澤幸也） 大久保主計議員の意向としては、大項目1の小項目2「スクールバスの安全運行強化を図るべき」の中で今後の提言をしていきたいとのことで、一般市政報告の内容も生かして提言されるとのことでした。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。2月定例会の会期日程（案）については、2月21日から3月23日までの32日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、令和2年第2回名取市議会定例会の会期及び日程（案）については、2月21日から3月23日までの32日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項の条例議案の事前説明会及び当初予算関連議案に対する総括質疑の通告期限について、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 次第書の1ページ、下段をごらん願います。

まず、条例議案の事前説明会については、明日2月20日木曜日午前10時より開会いたします。場所は、議員協議会室です。

説明議案については、議案第13号から議案第21号までの、改正条例案9カ件となります。

次に、当初予算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項において、現地調査の日の午前9時までとされております。今期定例会については、先ほど会期日程案が決定いたしましたので、2月27日木曜日の午前9時までとなります。

条例議案の事前説明会及び当初予算関連議案に対する総括質疑の通告期限については以上です。

○委員長（佐々木哲男） 条例議案の事前説明会及び当初予算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、ただいま、書記より説明をいたさせましたとおりですので、よろしく願いいたします。

次に、議案の取り扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 議案の取り扱いについて御説明いたします。

初めに、次第書の2ページ、① 一括議題・審議方法・付託する常任委員会について議案番号順に御説明いたします。

資料は7ページから9ページまでの、議案の取り扱い（案）をごらん願います。

まず、議案第3号から議案第12号までの令和2年度当初予算10カ件については、3月9日月曜日に一括議題といたしまして総括質疑を行います。その後、財務常任委員会に付託し、審査の後、今期定例会最終日の3月23日月曜日に、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

次に、議案第13号から議案第21号までの改正条例案について御説明いたします。

まず、議案第13号については、3月6日金曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第14号から議案第16号までの3カ件については、2月21日金曜日に上程し、質疑の後、総務消防常任委員会に付託を行います。その後、3月6日金曜日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

次に、議案第17号から議案第21号までの5カ件については、2月21日金曜日に上程し、質疑の後、民生教育常任委員会に付託を行います。その後、3月6日金曜日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

なお、議案第13号につきましては、改正条例議案であり、委員会付託を例とするものですが、複数の担当課にまたがるまとめ条例であり、組織機構の見直しにかかる全庁的に対応すべき案件であるため、3月6日金曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第22号の工事請負契約の変更については、2月21日金曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

なお、議案第22号は、工事契約関係の案件であり、一般質問の日程の後に

審議することを例とするものですが、サイクルスポーツセンターの開業に向けて、所定の工期内で工事を完了させるべく、開会日である2月21日金曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うこととするものです。

次に、議案第23号及び議案第24号の工事請負契約の変更2カ件については、3月6日金曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第25号から議案第31号までの補正予算案7カ件については、3月6日金曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第32号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、2月21日金曜日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、無記名投票を行います。

次に、議案第33号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、2月21日金曜日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、簡易採決を行います。

次に、資料は9ページになります。

議案第34号及び議案第35号の市道路線の認定関連議案2カ件については、2月21日金曜日に上程し、一括議題として質疑の後、建設経済常任委員会に付託を行います。3月6日金曜日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第36号の指定管理者の指定については、2月21日金曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

なお、議案第36号につきましては、指定管理者の指定についての案件であり、委員会付託を例とするものですが、サイクルスポーツセンターの開業に向け、令和2年4月1日から指定管理を開始するためには、指定管理者との協定書を3月末までに締結する必要があり、協議期間を確保するため、開会日の2月21日金曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

① 一括議題・審議方法・付託する常任委員会については以上です。

次第書2ページにお戻りください。

次に、② 議案審査に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。

先ほど御協議いただきました会期日程（案）のとおり、総務消防常任委員会を3月4日水曜日の午前に、建設経済常任委員会を同日の午後に、民生教育常任委員会を3月5日木曜日の午前に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻については、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、財務常任委員会の各会計予算審査日程案について、資料の10ページをごらん願います。

先ほどの会期日程案での説明と同じ内容となりますが、3月9日月曜日から3月18日水曜日までのごらんの日程で各会計について審査を行います。

次第書2ページへお戻りください。

次に、③ 委員会審査報告書の取り扱い（案）についてです。

委員会における、議案の審査に係る委員会審査報告書が提出された場合については、その報告を受け、会期日程（案）に基づき本会議において審議を行うとするものです。

議案の取り扱いについては以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、議案の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。議案の取り扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、一般市政報告の取り扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 一般市政報告の取り扱いについて説明いたします。

次第書は2ページの下段をごらん願います。

市政報告の件名は「愛島小学校スクールバスのコース逸脱事案について」

です。

市長の市政報告につきましては、先例によりまして、議長の諸報告の次に行うことと、質疑は許可するのが例である、とされています。

それにより、取り扱い案ですが、開会日の2月21日金曜日、諸般の報告の後、市長より報告を受け、質疑を行うとする案です。

一般市政報告の取り扱いについての説明は以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、一般市政報告の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。一般市政報告の取り扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、一般市政報告の取り扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、当初予算関連議案に対する総括質疑についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 当初予算関連議案に対する総括質疑について説明いたします。

次第書は3ページになります。

当初予算関連議案に対する総括質疑の取り扱いです。

総括質疑は会派を単位とするという申し合わせ事項になっておりますが、次第書の3ページに箱書きで参考として記載のとおり、会派に所属しない議員の総括質疑については、議長が認めた場合、これを行うことができるとなっております。

現在、一人会派がお一人いらっしゃいますが、総括質疑を認めることとする案です。

当初予算関連議案に対する総括質疑について説明は以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、当初予算関連議案に対する総括質疑について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願

いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。当初予算関連議案に対する総括質疑については、取り扱い案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、当初予算関連議案に対する総括質疑については、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 名取市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次第書は3ページの中段をごらん願います。箱書きの参考もあわせてごらん願います。

名取市議会委員会条例は、第2条に常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管を規定しております。

今期定例会では「名取市行政組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」が提案されます。行政組織機構の見直しに伴い、企画部が新設となり、また震災復興部が廃止となるため、名取市議会委員会条例の改正が必要となります。

改正の考え方の案について申し上げます。

初めに常任委員会の所管について説明いたします。

新設の企画部については、概ね総務部が所管していた事務から引き継ぐこととなりますので、総務消防常任委員会の所管といたします。

震災復興部は廃止となりますので建設経済常任委員会の所管から削除いたします。

民生教育常任委員会の所管について改正はありません。

よって、所管については、組織機構の見直しに係る部分以外は改正しないこととする案です。

次に、委員会の名称について説明いたします。

建設経済常任委員会は震災復興部が廃止となりますが、震災復興に係る整備部門は、同じ委員会所管の建設部に引き継がれることとなります。また、民生教育常任委員会は、所管の大きな変更はありませんので、この2つの常任委員会について名称は変更しないことといたします。

総務消防常任委員会については、所管に企画部を追加することといたしますので、本委員会の名称について御協議をお願いしたいと思います。

現状の「総務消防」のままにするか、もしくは別の委員会名に変更すべきか、各会派の御意見をお伺いした上で協議したいと思います。

本日、回答様式を配付いたしますので、各会派で御協議いただき、様式に記入の上、2月28日金曜日正午まで事務局に提出をお願いいたします。

次回の議会運営委員会で取りまとめ結果を報告し、委員会名について協議していただきたいと思います。

なお、委員会名案としては、県内他市議会の委員会名を参考とすべく、県内14市議会の委員会条例を調査しております。別紙資料1 県内14市議会委員会条例調べをごらん願います。表中水色で記した登米市議会では、総務部及び企画部を所管する委員会名を「総務企画常任委員会」としております。また、表中黄色で示した栗原市議会では、総務部、企画部及び消防本部を所管する委員会名を「総務委員会」としております。

よって、本市議会の現在の委員会名である「総務消防常任委員会」、本市が総務・消防部門を所管する委員会名で以前採用していた「総務財政常任委員会」、他市議会で総務部及び企画部を所管する委員会名として採用している「総務企画常任委員会」、同じく総務部、企画部及び消防本部を所管する委員会名として採用している「総務常任委員会」の4つを案としたいと思います。

なお、各会派で別の案があれば、様式に記載していただく欄を設けておりますので、記載していただければと思います。

次に、条例改正に係る今後のスケジュールについて説明いたします。別紙資料2 条例改正関係今後のスケジュールをごらん願います。

次回、3月3日本会議終了後予定しております議会運営委員会で委員会名

が決まりましたら、3月中旬に開催を予定しております議会運営委員会で名取市議会委員会条例の一部を改正する条例案について御協議をいただき、今定例会閉会日の3月23日に議会案として上程することといたします。

議会案の提出につきましては、先例により提出者は議会運営委員会委員長、賛成者は議会運営委員会委員とすることといたします。

なお、行政組織機構の見直しに伴う規則等の改正については、ただいま説明いたしました議会委員会条例のほかに「名取市議会事務局処務規則」また、常任委員会の名称を変更することになった場合は「名取市議事堂使用要綱」の改正を予定しております。

改正内容につきましては、議会事務局処務規則は議会事務局の庶務係が議会総務係に改称することに伴い改正するものです。議事堂使用要綱は委員会室の使用区分に常任委員会が規定されていることから、委員会の名称が変更となった場合は改正が必要となるものです。

これら規則等の改正については、平成25年2月7日議会運営委員会決定により「議決対象は条例及び会議規則とし、その他の基準、要綱等については議会運営委員会での協議結果に基づき議長が決定すること」としていることから、本会議への上程は行わず、スケジュールに記載の日程により、本定例会会期中の議会運営委員会で協議いただくこととなります。

名取市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明は以上です。

○委員長（佐々木哲男）　ただいま、名取市議会委員会条例の一部を改正する条例について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男）　お諮りいたします。名取市議会委員会条例の一部を改正する条例に係る常任委員会の名称については、別紙に各会派で案を記載の上、2月28日金曜日正午までに事務局あて提出することとし、次回の委員会で結果の報告等行うこととすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男）　御異議なしと認めます。よって、名取市議会委員会条例の一部を改正する条例については、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。
これをもって議会運営委員会を終了いたします。
大変御苦労さまでした。

午前10時36分 散会

令和2年2月19日

議会運営委員会

委員長 佐々木 哲男